

平成22年度

事業報告書

平成22年4月 1日から

平成23年3月31日まで

財団法人 防衛調達基盤整備協会

平成22年度事業報告

1 当協会の状況に関する重要な事項

(1) 全般状況

平成22年度は、各種事業を計画的に推進しつつ、状況の変化に柔軟かつ積極的に対応して事業展開を図ったが、需品類の品質証明業務の一部に不適切な事項があったこと、艦船関連事業のうち赤字体質の維持整備計画書作成業務から撤退することとしたこと、燃料油事業における競争が激化したこと、東日本大震災があったこと等の影響により大幅な収入の減となった。当協会としては経費の削減に努めたが、平成22年度経常増減額は1,500万円余の赤字となったため、損失補填引当金を取り崩し引き当てることとした。

公益法人改革取組については、平成22年7月29日に公益認定等委員会へ公益財団法人への移行認定申請を行った。

(2) 重視事項

ア 当協会は、各種事業の信頼性の向上のため、内部統制体制の強化、コンプライアンス教育の実施及び情報保全体制の充実に努めてきたところであるが、ゴム・皮革製品の品質証明資料作成業務において、製品仕様書に引用されている規格の一部が改正されていたことに気付かず、旧規格の条件のまま資料を作成するという不適切な事案があり、防衛省から、平成22年11月5日から1か月間、品質証明資料作成機関としての効力停止の処分を受けることとなった。

当協会にとって品質証明事業は極めて重要な事業であることから、この事態を重く受け止め、事案判明後速やかに「品質証明業務点検委員会」を設置し、他事業等に同種不適切な事例がないことを確認するとともに、原因を究明し、再発防止改善策を推進し、同種事案の再発防止に徹底を期した。

イ 各種事業に要する経費について、徹底的に見直すとともに、防衛調達支援事業においては、顧客の社会的ニーズに対応し、入札情報の入手から契約代金の受領までの契約手続きの一貫したサービスを提供するため、昨年度に続き行政書士法人と連携した。

ウ 公益法人への移行に向けては、平成22年7月29日に公益認定等

委員会へ公益財団法人への移行認定申請を行った。

同委員会事務局に対する当該申請内容の説明は、一時中断されていたが、平成23年3月から説明が再開された。

エ 事業の継続性の確保に関して、平成22年度は新型インフルエンザの大きな流行はなかったものの、3月11日に発生した東日本大震災に際しては、「新型インフルエンザの流行に際しての緊急事態対応要領」により保管していた帰宅困難者のための備蓄品を活用し、その有効性が確認できた。

オ 職員のより適正な給与体系の確立を図る関係規則等を改正し、各事業部等の業務の特性に応じた人材の確保及び適切な人事管理を行うことに努めた。

また、職員の健康管理については、職員全員を対象に健康診断及び新型インフルエンザワクチンの予防接種を実施するほか、健康相談等を実施した。

(3) 事業内容

ア 防衛装備品の生産及び調達並びに防衛施設の建設（以下「防衛装備品の調達等」という。）に関する、正しい理解と知識を普及する諸活動については、経費の削減に努めつつ以下の事業を実施。

- ・ 防衛装備品等の調達等に関する調査研究、セミナー及び講演会
- ・ 契約・原価計算研修会
- ・ 防衛装備品の生産等に係る優秀な自主的研究開発に対し防衛調達基盤整備協会賞を贈呈

イ 情報セキュリティの知識普及活動については経費の削減に努めつつ以下の事業を実施。

- ・ 情報セキュリティに関する懸賞論文を公募し、優秀な作品の表彰及び広く公開
- ・ 情報セキュリティに関する調査研究、講演会、保全小冊子の発行、啓発広告の掲載
- ・ 保全講習及び保全管理講習

ウ 艦船等関係事業については以下のとおり。

- ・ 艦船関連機器調達の検査（規格適合性検査）業務は、予定の一部が次年度に繰越となったが、ほぼ計画を達成
- ・ 承認用図書等取扱業務は、ほぼ計画を達成
- ・ 補給品選定資料作成業務は、受注が順調に推移し計画を超過達成
- ・ 維持・整備計画書作成業務は、受注予定事業の減少により、計画は大幅に未達成

- ・ 業務量の変動に備えて職員を多能化し、業務の効率化を推進
- エ 防衛調達支援事業については以下のとおり。
- ・ 防衛調達情報の提供から契約代金の受領まで一貫したサービスを提供すべく、昨年度に引き続きシステムの検討を継続
 - ・ 競争参加資格申請、契約書作成業務については、行政書士法人と連携し直接防衛省へ申請を行ったが、本年度は3年毎に行われる申請の谷間の年度にあたり、変更申請がほとんどのため取扱い件数は大幅に減少
 - ・ 防衛省装備施設本部における類別管理に関する労働者派遣業務を実施
- オ 車両及び弾薬等並びに航空機関連機器等の品質管理事業については以下のとおり。
- ・ 品質証明業務は、弾薬等業務はなかったものの車両が順調に推移し、計画を超過達成
 - ・ 航空機関連機器及び通信電子機器の検査業務は全体として順調に推移し、ほぼ計画を達成
- カ 燃料、タイヤ類、需品類の品質管理事業については以下のとおり。
- ・ 平成22年11月5日から1か月の間、防衛省からの品質証明資料作成機関としての効力停止の処分により、手数料収入が減少
 - ・ 平成23年3月11日の東日本大震災により、一部の製油所等の被害が発生し、関連の燃料等は納入不能となったことから、契約解除等が発生し、手数料収入が減少
 - ・ 昨年度の軽油の数量等確認業務に続き、航空タービン燃料の品質証明業務にも他機関が参入し、航空タービン燃料、軽油の手数料収入が減少
 - ・ 結果として、需品類のうちの幕体類・のう帯類を除き計画を未達成
- キ 防衛施設の建設に係る事業については以下のとおり。
- ・ 防衛施設監理業務は、順調に推移し計画を超過達成
 - ・ 防衛施設技術審査業務は、順調に推移し計画を超過達成
 - ・ 仕様書等販売業務は、ほぼ計画を達成
- ク 国際マネジメントシステム規格等の認証事業については以下のとおり。
- ・ 広報活動により、17社の新規契約を得たが、経済情勢の悪化の影響を受け11社の認証取消があり、年度末における認証企業の状況は、品質マネジメントシステム 223社、環境マネジメントシステム 36社、情報セキュリティマネジメントシステム 37社の計296社

- ・ 航空宇宙防衛産業（JIS Q 9100）の規格要求事項の改訂に関する国際航空宇宙品質グループ（IAQG）国際会議に、アジア太平洋セクター認証機関代表として参加し、我が国の状況を説明
- ・ JIS Q 9100規格改訂に伴う移行審査については、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の認定を受け、一部の組織に対して移行審査を実施

（４）組織及び人員計画等

- ア 組織に関しては、艦船用軽油の収入減少に対処し体制の強化を図るため、第3事業部に軽油室を設置した。
- イ 人員計画については、業務計画審議において長期的見積を審議するとともに、職員の具体的な採用等については、人事会議において審議、決定し、効率的な要員管理に努めた。なお、年度末における常勤職員は、114名である。
- ウ 経費の削減を図るため、会議室及び非常用備蓄品倉庫として使用していた廣瀬ビル2階フロアの賃貸借契約を解約した。

（５）資金運用

資金運用については、多額の赤字に対処するために、損失補填引当金の取り崩しを行い、収支の均衡を図った。

（６）役員等の異動

ア 理事

- ・ 平成22年6月30日 有馬澄廣常務理事、宗吉道之常務理事退任
- ・ 平成22年7月1日 秦尉二郎、理事に就任
- ・ 平成22年7月1日 小野善輝理事、草地八寿郎理事を常務理事に互選

イ 事業部長等

- ・ 平成22年7月1日 秦尉二郎理事を第1事業部長に任命

2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」第10条第2項第2号に定める「一般社団・財団法人法第76条第3項第3号及び第90条第4項第5号に規定する体制の整備」についての決定又は決議の内容の概要

当協会は、平成22年度に次の体制を整備することとした。

- (1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 契約状況把握のため契約台帳作成義務及び既契約の関係書類保存を確実にするため契約書類保管責任者を設置（契約に関する規則）
 - ・ 会計事務と契約事務の区分を明確化（会計事務規則改正）
- (2) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 理事長による緊急時の組織変更を規定（組織規則改正）
 - ・ 国際規格担当常務理事とシステム審査センター担当理事間の契約に関する権限の規定を「契約に関する規則」の制定に合わせ規定化（業務執行理事職務権限規則改正）
- (3) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 契約関係者（契約責任者等及び契約事務担当者等）の責任を明確化（契約に関する規則）

事業報告の附属明細書

1 事業報告の内容を補足する重要な事項

(1) 勘定別収支計画及び実績

(単位：千円)

勘定区分	年度	22年度	22年度	差 額
		計画額 (A)	実績額 (B)	(B) - (A)
公1 艦船勘定	収 益	351,502	323,226	-28,276
	費 用	307,362	299,709	-7,653
	差 額	44,140	23,516	-20,624
公2 調達補助勘定	収 益	11,110	9,688	-1,422
	費 用	24,213	28,642	4,429
	差 額	-13,103	-18,954	-5,851
公3 検査勘定	収 益	112,100	118,564	6,464
	費 用	114,708	111,794	-2,914
	差 額	-2,608	6,770	9,378
公4 建設勘定	収 益	146,400	165,994	19,594
	費 用	144,314	128,466	-15,848
	差 額	2,086	37,529	35,442
公5 情報管理勘定	収 益	70,659	65,326	-5,333
	費 用	94,906	90,836	-4,070
	差 額	-24,247	-25,510	-1,263
公6 知識普及勘定	収 益	0	0	0
	費 用	46,879	41,916	-4,963
	差 額	-46,879	-41,916	4,963
公7 ISO勘定	収 益	369,394	340,957	-28,437
	費 用	360,465	349,057	-11,408
	差 額	8,929	-8,100	-17,029
収1 品質証明勘定	収 益	291,500	231,479	-60,021
	費 用	223,027	213,116	-9,911
	差 額	68,473	18,363	-50,110

注：金額は、単位未満四捨五入

(2) 各事業部等における事業実施状況

ア 防衛装備品等の生産及び調達等並びに防衛施設の建設工事に関する知識普及、研究等事業

(ア) 防衛調達に関する調査研究、セミナー及び講演会

項目	件数	テーマ
調査研究 (部外委託)	2	新しい防衛調達モデルの探索的調査研究 (その4)
		防衛施設の建設工事に係る発注者支援業務の在り方に関する調査研究
防衛取得研究 (部内研究)	5	I A Q G (国際航空宇宙品質グループ) について (その2)
		監督・検査業務の委託について
		防衛関係費と事業仕訳
		造船界の動向等について (その3)
		I S M S の有効性測定結果の分析とその活用について
セミナー	2	最近の中央調達に関する主要事項について
		平成22年度防衛施設建設工事と総合評価落札方式について
講演会	1	昨今の石油事情等について

(イ) 契約・原価計算研修会

研修期間	時間	参加者数	研修内容
平成22年6月14日 ～同年7月23日	42	45	商業簿記の基本、実務簿記、原価計算の基本、法律・契約の基本

(ウ) 協会賞の贈呈

グループ	題 目	受賞者数
4	潜水艦建造方法の改革	3
	砕氷艦の冠雪氷中の性能向上	3
	短サムシステム3型におけるフェーズドアレイイルミネータービーム形成技術の開発	3
	砕氷艦しらせ電気推進装置の開発	3

イ 情報セキュリティの知識普及等事業

(ア) 情報セキュリティに関する懸賞論文の表彰

表彰区分		受賞作品名
最優秀賞		高校における教科「情報」授業実践事例から、今後のPC教育の在り方へ
佳作	サイバーディフェンス賞	サイバー空間における「抑止」についての一考察：国家安全保障の視点
	教職員の意識向上賞	教員意識向上のための情報セキュリティ研修に関する一考察

(イ) 情報セキュリティ技術セミナー

項目	テーマ等
講演会	クラウドと情報セキュリティ
	サイバー安全保障政策の新たな展開：「抑止」論を超えて
	規格審査から見た情報セキュリティ
展示	情報セキュリティ関連器材(10社)

(ウ) 情報セキュリティに関する調査研究、講演会、保全小冊子、啓発広告等

項目	件数等	テーマ等
調査研究 (部外委託)	2件	グローバルIT社会におけるサイバーセキュリティの脅威に対するリスク・マネジメントについて
		我が国をめぐる諸外国の技術情報等の取得活動と諸問題
防衛取得研究 (部内研究)	3件	米国の対情報活動の概観
		スパイ活動とその対抗手段
		米国のサイバー・カウンターインテリジェンスについて
講演会	1回	・国民を守る情報セキュリティ戦略について ・企業における情報セキュリティ対策について
保全小冊子	3件	中華人民共和国のサイバー戦とコンピュータ・ネットワーク・エクスプロイテーション能力
		サイバースペース政策の再検討
		セキュリティ計画立案のガイド
機関紙	4回	「防衛調達と情報セキュリティ」季刊
啓発広告	4回	朝雲新聞、産業セキュリティ新聞に「情報漏えい防止」をテーマにした内容を掲載

(エ) 保全講習（装備品調達、建設）

項 目	回 数	受講者数
保全講習	71	3,831
保全管理者講習	1	120

ウ 防衛省の艦船建造に関する品質管理及び契約履行の支援事業

事 業 区 分	契約件数
艦船関連機器の（規格適合性）検査	37
艦船の承認用図書等の取扱	34
艦船の補給品選定資料作成	5
艦船の維持・整備計画書作成	3
合 計	79

エ 防衛調達への参加を希望する企業等に対する相談・助言及び支援事業

事 業 区 分		契約件数
資格申請、経费率算定申請、契約書作成の 調達補助	競争参加資格申請	37
	経费率算定申請	31
	契約書作成等	4
調達情報サービスの提供		48
中央調達関係法令集の発行販売		完 売
類別管理補助		1

注：競争参加資格申請件数には、調達情報サービス会員への無償サービスとして実施した件数を含む。

オ 車両、弾薬等の品質管理事業

事業区分		取扱件数
車両、弾薬等の品質証明	車両	119
	弾薬等	0
通信電子機器、航空機関連機器の (規格適合性)検査	通信電子機器	127
	航空機関連機器	58
合計		304

カ 需品の品質管理事業

事業区分		取扱件数
航空タービン燃料の品質証明		555
軽油の数量等の確認		82
タイヤ類、ゴム・皮革、食品類、幕 体類・のう帯類の品質証明	タイヤ類	181
	ゴム・皮革	23
	食品類	43
	幕体類・のう帯類	84
合計		968

キ 防衛施設の建設工事に関する事業

事業区分	契約件数
建設工事に係る防衛施設整備監理	10件
建設工事に係る防衛施設技術審査	7件
建設工事に係る調査支援	—
建設工事に係る仕様書等発行・販売	1,133冊

注： 建設工事に係る整備監理業務については契約件数を示し、平成20年度(3国)3件、平成21年度(2国)2件・平成22年度(2国)5件である。

ク 防衛装備品等の調達等の適正、円滑かつ効率的な実施に協力する国際規格等の認証に関する事業

業務区分	初回申請	審査件数			
		初回	サーベイランス	再認証	小計
品質マネジメントシステム認証	14	16	187	74	277
環境マネジメントシステム認証	1	1	22	11	34
情報セキュリティマネジメントシステム認証	2	2	22	13	37
合計	17	19	231	98	348

- 2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則」第10条第3項第2号に定める「当該事業年度の開始の日までに一般社団・財団法人法第76条第3項第3号又は第90条第4項第5号に規定する体制の整備」に相当する決定又は決議の内容の概要

当協会は、平成21年度及びそれ以前に次の体制を整備した。

- (1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 理事会の議事録の作成、保存及び閲覧方法の詳細（理事会運営規則）
 - ・ 理事会の議事録の作成及び閲覧方法（寄附行為）
 - ・ 文書の保存及び管理の規程化（文書処理規則）
 - ・ 会計処理に関する帳簿、伝票及び書類の保存に関する規程化（会計事務規則）
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の特定、識別、分類、評価し、それらに対応（損失の危険管理規則）
 - ・ 上記の活動を行うため「コンプライアンス及び損失の危険管理委員会」を設置（コンプライアンス及び損失の危険管理委員会規則）
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 業務執行理事の職務権限、契約権限の委任、職務代行の順序などの規程化（業務

執行理事職務権限規則)

- ・ 緊急の処理を要する事項で理事会に付議決定する時間的余裕がない場合に、常勤理事会での決定(理事会運営規則)
- ・ 事業部等に置かれる部又は課、室の設置若しくは廃止、理事会の決議を要しない財産及び財務に関することは、常勤理事会で決定(常勤理事会運営規則)
- ・ 該年度の事業が、社会的ニーズに対応しているか、効率的かつ適正に行い得るか、無用の支出はないかなど、協会としての判断を的確かつ総合的、合理的に行うため、業務計画制度を導入

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 職員に対するコンプライアンス意識の啓発、コンプライアンス違反事案に対する事実関係の調査及び再発防止策の策定を行うため、「コンプライアンス及び損失の危険管理委員会」を設置(コンプライアンス及び損失の危険管理委員会規則)
- ・ コンプライアンス・プログラムの運用状況及び情報セキュリティ実施状況の監査を行わせるため、又「コンプライアンス監視委員会」及び「コンプライアンス及び損失の危険管理委員会」の円滑な運営を確保し、当該委員会の事務の一部を行わせるために「監査室」を設置(組織規則)
- ・ 職員にコンプライアンス違反の疑いがあるときは、「コンプライアンス監視委員会」が調査(コンプライアンス監視委員会運営規則)
- ・ 防衛秘密に関する保護情報を含む情報資産を適切に保護することについての職員の努力義務、情報セキュリティ実施状況を対象に内部監査を行うことの義務化(情報セキュリティ規則)
- ・ 協会は、防衛秘密に関する秘密保全の重要性及び秘密保全規則等の内容について、秘密関係職員、その他の職員全員に対し、定期的に教育を行うことの規程化(特別防衛秘密保護規則、防衛秘密保護規則、秘密保全規則、秘密保全実施要領)
- ・ 秘密関係職員は、防衛省認定機関による保全講習を受講することの義務付け(防衛秘密保護規則、秘密保全実施要領)
- ・ 秘密関係職員は、常に、秘密の探知・収集・破壊の防止に努めることの義務付け(特別防衛秘密保護規則、防衛秘密保護規則、秘密保全規則)
- ・ 協会職員は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを遵守することの義務付け(個人情報保護規則)
- ・ 協会職員は、事故及びコンプライアンス・プログラム違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理者へ報告することの義務付け(個人情報保護規則)
- ・ 当協会として、コンプライアンス・プログラムの運用状況を定期的に監査を行うことの義務化(個人情報保護規則)
- ・ 公益通報者等の保護義務及び通報関連資料の管理の規程化(公益通報者等保護規則)
- ・ 職員の業務が法令、寄附行為、各種部内規則に適合しているか否か、協会としての判断を的確に行うため、業務計画制度を導入

- (5) 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監事の要請により監査補助員として協会職員を充てること、監事は、監査補助員に対して適切な指示、指導及び監督を行うこと、監査補助員の守秘義務に関する事項の規程化（監事監査規則）
- (6) 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- ・ 監査補助員の任命、異動などに係わる事項の決定は、監事の事前の同意が必要との理事長に対する義務付け（監事監査規則）
- (7) 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ・ 理事及び職員は、法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態が発生したときは、遅滞なく監事に報告することの義務化（監事監査規則）
 - ・ 監事は、何時でも理事及び職員に対して事業の報告を求めることができることの規程化（監事監査規則）
 - ・ 公益通報保護責任者は、業務運営に対する内部通報、外部告発等があった場合遅滞なく文書で監事に報告することの義務化（監事監査規則）
 - ・ 公益通報保護責任者は、業務運営に対する内部通報、外部告発等があったときは、監事に報告する義務付け（公益通報者等保護規則）
- (8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 理事又は職員は監査の円滑な遂行に協力すること、監査の方法、監査環境の整備、監事への書類の提示・提出することの規程化（監事監査規則）
 - ・ 監事の理事会への報告義務・理事会への出席義務、評議員会に対する報告義務及び理事の行為の差し止め請求の規程化（監事監査規則）
 - ・ 理事の不正行為等の報告を監事がコンプライアンス監視委員会に報告した場合、コンプライアンス監視委員会が事実関係を調査し、その結果を評議員会長に報告するとともに必要に応じて監事にも送付することの義務付け（コンプライアンス監視委員会運営規則）